

# 特定健康診査・健康診査を受けましょう

**実施期間**  
**6月10日(火)～**  
**9月30日(火)**

町では、上記の期間で健診を実施します。(昨年より10日間、早まりました)

特定健診は、皆様が加入している国民健康保険や各健康保険組合等が実施するものです。

健診は、自分の健康状態を知り、生活習慣を見直すよい機会です。ぜひ、健診を受けましょう。

なお、例年9月はどの医療機関も大変混み合い、予約が取れない状況になりますので、早めの受診をお願いします。

	健康診査	特定健康診査	
	75歳以上および65歳以上の障害認定者で後期高齢者医療保険に加入している方	40歳～74歳で伊奈町国民健康保険に加入している方	40歳～74歳で伊奈町国民健康保険以外の健康保険に加入している方
受診方法	町から受診券と特定健康診査・健康診査のお知らせを郵送します。受診券到着後、下記の医療機関に直接お申し込みください。		
自己負担	なし(無料)		
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受診券</li> <li>●後期高齢者医療被保険者証</li> <li>●介護保険被保険者証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受診券</li> <li>●国民健康保険被保険者証</li> <li>●介護保険被保険者証(65歳以上の方)</li> </ul>	加入している健康保険組合(健康保険証発行元)にお問い合わせください。
健診内容	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・貧血検査・心電図検査 ※腹囲は40歳～74歳の方のみ実施します。		
生活機能評価	65歳以上の方で、介護保険の認定を受けていない方は、介護予防のための生活機能評価を実施します。		
問合せ先	保険医療課医療係 ☎2174・2175	保険医療課国民健康保険係 ☎2171・2172	加入している健康保険組合(健康保険証発行元)にお問い合わせください。
生活機能評価については福祉課 介護認定給付係☎2123			

※健康増進課(保健センター)で実施している、がん検診等も同時に受けていただくことができます。(詳しくは26ページへ)

※特定健診の結果により特定保健指導を受けることができますので、この機会に受診しましょう。

## 実施医療機関一覧 (50音順)

名 称	電話番号	名 称	電話番号
石くぼ医院	872-6121	金崎内科医院	728-8550
伊奈中央病院	721-3022	木村クリニック	723-8884
伊奈病院健康管理センター	723-6071	希望病院	723-0855
今成医院	723-8280	みやうち内科・消化器内科クリニック	783-3751
内田クリニック	728-9296	世沢整形外科	723-9191
尾崎内科クリニック	720-1701	※受診時間は、各医療機関の診療時間内となります。	

## 学ぶ・気づく・広げる人権講座

よい「気づき」と一歩前への「行動」を願って人権講座を開催します。ぜひご参加ください。

場所 役場3階第1会議室  
 対象 町内在住・在勤の成人  
 ※事前申込不要  
 圃 生涯学習課☎2543

日 時	テ ー マ	講 師
6月12日(木) 13時30分～15時(受付13時～)	開講式 子どもの人権 「子どもの人権～子ども達が安心して暮らすために～」	CAPくれよん
6月19日(木) 13時30分～15時(受付13時～)	インターネットによる人権侵害 「ソーシャルメディアの危険性と可能性」	株式会社GaiaX スクールガードアンチーム 鈴木 慎也 氏
6月23日(月) 13時30分～15時(受付13時～)	災害時における人権への配慮 「災害のときどうする?一震災と避難生活を通して」	東日本大震災避難者 双葉町民 鶴沼 友恵 氏
7月3日(木) 13時30分～15時(受付13時～)	女性の人権 「女らしさ・男らしさー主流秩序のわなー」	ERIC 国際理解教育センター 角田 尚子 氏
7月10日(木) 10時～11時30分(受付9時30分～)	同和問題 「同和問題の解決をめざして」 開講式	埼玉県人権推進課 専任講師 小杉 康博 氏

# すすめよう！男女共同参画

6月23日から29日は

「男女共同参画週間」です

## あなたは世界のオンリーワン

男女共同参画社会とは、男性と女性が対等なパートナーとして、ともにその個性や能力を発揮することができ、協力し認め合い、いきいきと暮らせる社会のことです。

「男だから」「女だから」と性別にとらわれ、可能性を限定していませんか？大切なことは個人の意思が尊重され、自らの意思でさまざまなことを選択できる環境が整い、お互いが協力しながら支えあうことです。その人の個性を尊重する、つまり多様性を認めることが大事なことです。

多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍でき、男性にとっても、女性にとっても豊かな人生を築くために、男女共同参画社会の実現を目指しましょう。

☎ 人権推進課内2241

## 女性の権利110番

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、社会や職場における差別など、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。弁護士が対処の方法や正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

日時 6月23日(月)10時～16時  
相談電話番号 872-8290  
☎ 埼玉弁護士会  
☎ 863-5255

## ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

☎ 人権推進課内2241

夫婦や恋人など、親密な関係で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。被害者は多くの場合、女性です。

身体に対する暴力だけでなく、大声でどなる、大切な物を壊す、性行為を強要する、生活費を渡さない、子供を利用して脅すなどの行為もDVです。DVは被害者の心と体を深く傷つけます。暴力が振るわれる背景には、女性を男性より低く見る社会意識や性別による固定的な役割分担意識・社会慣行、男女の経済的格差などがあります。DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、構造的な社会問題なのです。

### DVは繰り返す

多くの場合、暴力には3つの場面からなるサイクル(周期)があるとされています。

### DVの子どもへの影響

DVを子どもに目撃させることは心理的な虐待にあたります。

DVのある家庭で育つ子どもは、両親がけんかをしたり、叩かれたりする場面を日常的に見ているために、心に深い傷(トラウマ)を負います。小さい子どもにとって世の中ですがるべき自分の家庭が、安心して過ごせる場でなく、不安と恐怖と緊張の持続するつらい環境となってしまう。暴力の原因は自分のせいと思って自分を責めて、萎縮したり、自分は両親から愛されていないと感じていることもあります。

また、小さいころからうまくいかない時や思い通りにならない時、話し合っ解決する方法ではなく、力で压する・ねじ伏せるなど暴力で解決するという間違った方法を学習してしまうこととなります。

### 緊張の蓄積期

パートナーは、イライラして小言を言ったり、軽い暴力をふるい、緊張が高まっています。被害者の方は原因が自分にあるのではとったり、相手を刺激しないように言動に気を付けていたりしています。

### ハネムーン期

パートナーは優しくなります。後悔したり、もう絶対にしたくないと約束したりします。被害者はそれを信じ、やり直そうとするかもしれません。しかし、ハネムーン期は永遠には続かず、また緊張が高まっています。

### 暴力の爆発期

パートナーは怒鳴ったり、暴力を振るうなど、自分自身をコントロールできなくなります。被害者は重いケガを負うこともあります。

DVで悩んでいるあなた、次の相談窓口を用意していますので、ぜひご利用ください。プライバシーは必ず守ります。

### ● 女性相談

DVをはじめ、女性が抱えるさまざまな悩みや不安等を女性の立場から専門の相談員がご相談をお受けします。

相談日・相談時間 「広報いな」無料相談コーナーをご覧ください。

相談員 女性相談ネット埼玉相談員  
相談無料、予約優先、お一人50分まで

### ● 上尾警察生活安全課 DV 相談

身の危険を感じるような緊急の場合は迷わず110番へ！ ☎ 773-0110

### ● With You さいたま (埼玉県男女共同参画推進センター)

月～土10時～20時30分(日・祝日・第3木曜日・年末年始を除く)  
☎ 600-3800